

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る） 平成18年度実績（平成19年4月1日現在）

【品目コード】

(紙類)	11.新聞	12.雑誌	13.段ボール	14.紙パック	15.紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等）	16.雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
(金属)	21.スチール缶	22.アルミ缶	23.小型金属（鍋など）	24.大型金属		
(ガラス)	31.生ビン	32.無色ビン	33.茶色ビン	34.その他の色のビン		
(ペットボトル・プラスチック)	41.PET	42.白色トレイ	43.(白色トレイ以外の)	プラスチック製容器包装	44.その他プラ(プラスチック製容器包装以外)	
(その他)	51.布類	52.生ごみ	53.廃食油	54.剪定枝	55.その他	

市町村・ 一部事務組合名	(1)収集品目	(2)収集方法					(3)処理方法						
		①(ステーション)					②(戸別回収)	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④(財)容器包装リサイクル協会ルート	その他 (売却しないで処理のみ等)
		(STに設置・用意する) コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	(市町村指定袋でない) 袋等	ひもで縛る	その他							
千葉市	11 12 13 14 15 16 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41		51	11 12 13 14 15 16					21 22 23 24 31 32 33	34 41	11 12 13 14 15 16 51	
銚子市	11 12 13 14 15 21 22 32 33 34 41 42 43		21 22 32 33 34 41 42 43 〈指定袋は「資源」の1種。かん、びん、PET、プラ別に収集日を分けて回収〉		11 12 13 15		14:支所出張所等で拠点回収 42:指定スーパー等で拠点回収		11 12 13 14 15	21 22	32 33 34	41 42 43	
市川市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34(黒・青) 41 42 43 51	21 22 31 32 33 34	21 22:「空きカン用」指定袋 31 32 33 34:「空きビン用」指定袋 41 42 43:「プラスチック製容器包装用」指定袋	21 22:透明または半透明の袋 31 32 33 34:透明または半透明の袋 51:透明または半透明の袋	11 12 13 14		14 41		11 12 13 14 51		21 22 31 32 33 41	34 42 43	
船橋市	21 22 23 31 32 33 34 41	21 22 23 31 32 33 34					41:出張所、公民館、回収協力店(酒販店など)の回収ボックスによる拠点回収			21 22 23 31 32 33 34	34 41	41 処理委託後に(財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し	
館山市	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 (金属類21~24,ガラス類31~34は不燃物として一括収集し、中間処理施設で分別している)			21 22 23 24 31 32 33 34 (金属類21~24,ガラス類31~34は不燃物として一括収集し、中間処理施設で分別している。「金属類の日」「ガラス類の日」などごみ種によって収集日はちがう) 41 42 透明・半透明の中身の見える袋(スーパーのレジ袋など)で収集	11 12 13 14				11 12 13 14	21 22 23 24		31 32 33 34 41 42	
木更津市	11 12 13 14 15 16 21 22 32 33 34 41 42 43 51		21 22 32 33 34 41 42 43 (21~41:「びん・かん・ペットボトル」一括専用袋で収集し、収集後に選別) (42~43:「容器包装プラスチック専用」袋で収集)		11 12 13 14 15 16 51					11 12 13 14 15 16 21 22 51	32 33 34 41 42 43		
松戸市	11 12 13 14 15 21 22 23 31 32 33 34 41 42 43 51			21 22 23 31 32 33 34 42 43 (ビニール袋、ポリ袋、レジ袋で収集。黒いビニール袋は禁止)	11 12 13 14 15 51		41:協力店舗(大型スーパー等)で拠点回収		11 12 13 14 15	21 22 23 31 32 33 51	34 41 42 43		
野田市	11 12 13 14 16 21 22 23 24 31 32 33 34 41 51 54	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 51			54	32 33			34 41 54(堆肥化) 11 12 13 14 16 21 22 23 24 31 51(収集運搬を委託している再資源化事業協同組合が独自のルートで処理施設へ搬入している。)	
茂原市	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55(乾電池)	11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41 55	
成田市	21 22 23 24 31 32 33 34 41 55(廃乾電池) (下総、大栄地区) 21 22 32 33 34 41		21 22 23 31 32 33 34 ビン・カン・ガラス(赤い袋) (下総、大栄地区) 21 22 32 33 34 ビン・カン(黄色袋) 41 ペットボトル(白色袋)	55(廃乾電池)(乾電池用袋は金属・陶磁器類の指定袋(黄色)の入っていた外袋を使用をすすめている)	24		41 拠点(店頭)回収		31 32 33 34	21 22 23 24	41 (下総、大栄地区) 32 33 34 41	55(資源化処理の委託。売却ではない)	
佐倉市	15 21 22 23 24 32 33 34 41 42 43 53 55(乾電池、蛍光灯)		15 21 22 32 33 34 43(42を含む)				41:店頭拠点による容器(ボックス)回収 53:公共施設拠点による容器(ボックス)回収 55:乾電池は公共施設拠点による容器(ボックス)回収 蛍光灯は公共施設及び店頭拠点による容器(ボックス)回収	23 24	21 22 53	23 24 32 33 34	容器指定法人ルート: 15 41(42含む) 43	51(処理委託後有効利用。売却ではない) 55(資源化処理の委託。売却ではない)	
東金市	11 12 13 21 22 23 31 32 33 41 51		21 22 23 31 32 33 41 〈資源ごみ専用の指定袋。ごみ種ごとの収集日〉				拠点回収(リサイクル倉庫を市内8ヶ所に設置) 11 12 13 51		21 22	23 24	41	32 33 34	無償で業者引取り 11 12 13 51

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る） 平成18年度実績（平成19年4月1日現在）

【品目コード】

(紙類)	11.新聞 12.雑誌 13.段ボール 14.紙パック 15.紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等） 16.雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
(金属)	21.スチール缶 22.アルミ缶 23.小型金属（鍋など） 24.大型金属
(ガラス)	31.生ビン 32.無色ビン 33.茶色ビン 34.その他の色のビン
(ペットボトル・プラスチック)	41.PET 42.白色トレイ 43.(白色トレイ以外の)プラスチック製容器包装 44.その他プラ(プラスチック製容器包装以外)
(その他)	51.布類 52.生ごみ 53.廃食油 54.剪定枝 55.その他

市町村・一部事務組合名	(1)収集品目	(2)収集方法					(3)処理方法						
		①(ステーション)					②(戸別回収)	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④(財)容器包装リサイクル協会ルート	その他(売却しない処理のみ等)
		(S.Tに設置・用意する)コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	(市町村指定袋でない)袋等	ひもで縛る	その他							
旭市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 43 51	21 22 (カン専用) 31 32 33 34 (ビン専用) 41 (ペットボトル専用) 43 (プラスチック製容器包装専用)	51	11 12 13 14				11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 43	34 41		
習志野市	11 12 13 14 21 22 51 32 33 34 41 42 51		21 22 31 32 33 34 41 51 <透明又は半透明の袋>	11 12 13 14			42 公共施設で拠点回収	11 12 13 14 51	21 22 31 32 33 41		34 42		
柏市	11 12 13 14 15 16 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 51	21 22 23 31 32 33 34 41	42 43	11 12 13 14 15 16 51	24 (そのまま出す)			51		11 12 13 14 15 16 21 22 23 24 31 32 33 41	34 42 43		
勝浦市	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 51	31 32 33 34 41	21 22 23 41	11 12 13 14 51	24			11 12 13 14 23 24 51	21 22	31 32 33 34 41			
市原市	11 12 13 14 16 21 22 31 32 33 34 (緑色等) 41 51	21 22 31 32 33 34		11 12 13 14 16 51			41 市内40箇所で拠点回収	11 12 13 14 16 31 41 51	21 22		32 33 34		
流山市	11 12 13 14 15 16 21 22 52 33 34 41 43 51		21 22 32 33 34 41 43 <透明又は半透明の袋>	11 12 13 14 15 16 51				11 12 13 14 15 16 51	21 22 41		32 33 34 43		
八千代市	11 12 13 14 15 16 21 22 23 31 32 33 34 41 (42) 51	21 22 23 31 32 33 34 41		11 12 13 14 15 16			42 スーパー、公民館で拠点回収	11 12 13 14 15 16		21 22 23 32 41	34	31 33 42 51	
我孫子市	11 12 13 14 15 16 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 51 53 54 55(乾電池、蛍光管)	21 22 31 32 33 34 41 53 55(乾電池、蛍光管)	42 43 <レン袋、または半透明のビニール袋に全種類をまとめて入れる。大きい発砲スチロールはそのまま出す>	11 12 13 14 15 16 51 54	23 24 (そのまま出す)			11 12 13 14 15 16 21 22 23 24 51 53		31 32 33 34 41 42 43		54は処理のみ委託 55は処分の委託	
鴨川市	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 41 42 51 55 (乾電池)	21 22 23 32 33 34 41 55(乾電池) <指定袋：資源ごみ用1種 ごみ種によって収集日を分ける> <23の小型金属については不燃物で収集しています>		11 12 13 14 42 51				11 12 13 14 21 22 23 41	42 44		41 <中間処理を委託後リサイクル協会へ> 32 33 34 (選別等も委託)	51 55	
鎌ヶ谷市	11 12 13 14 16 21 22 23 24 31 32 33 34 41 43 51	41	42 43 (プラスチック製容器包装ごみ専用) 21 22 23 31 32 33 34 <中身の見える袋>	11 12 13 14 16 51	24					11 12 13 14 16 21 22 23 31 32 33 41 51	34 42 43	24	
君津市	11 12 13 14 16 21 22 31 32 33 34 41 43 51 54	21 22 31 32 33 34	41: 透明の袋(厳守) 43: 透明または半透明の袋白色のレジ袋でも可 51: 透明の袋で出すか紐で縛る	11, 12, 13, 14, 16 51		54	41については透明袋、43については透明又は半透明袋。	11 12 13 14 16 31 51	21 22	54	32 33 34 (その他のびん) 41 43		
富津市	11 12 13 14 15 21 22 23 32 33 34 41 43 51	21 22 23 32 33 34 41 →市指定資源ごみ専用袋 43→市指定容器包装プラスチック専用袋		11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51		21 22 23	32 33 34 41 43 (処理委託後指定法人へ)		
浦安市	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 42 51 53	21 22 31 32 33 34 41		11 12 13		11 12 13	14 15 42 51 53 市役所、各公民館で拠点回収	14 31 51 53(せっけんの街へ売却)	11 12 13 15 (紙類、分別・圧縮後売却) 21 22 32 33 41		34 (その他のカレット)		
四街道市	11 12 13 14 21 22 51 32 33 34 41 43 51	21 22 31 32 33 34 41	43	11 12 13 14 51				11 12 13 14 41 51		21 22 31	32 33 34 41 43		
袖ヶ浦市	11 12 13 14 15 16 21 22 23 24 32 33 34 41 51 53		21 22 23 24 32 33 34 41 <透明又は半透明の袋> (※23、24は不燃物として収集し、選別後資源化)	11 12 13 14 15 16 51			常設のステーションとは別に各自治会の資源回収場所にて分別回収を実施 コンテナ：21 22 32 33 34 容器：53 ネット：41 ひもで結ぶ：11 12 13 14 16 51	11 12 13 14 15 16	21 22 23 24		有価売却又は無償引取り 11 12 13 14 15 16 21 22 51 53	有価売却又は無償引取り 11 12 13 14 15 16 21 22 51 53	
八街市	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41	21 22 23 31 32 33 34 (34は収集後中間処理業者側で分別) 41		11 12 13 14				11 12 13 14 23 24	21 22	31 32 33 34 41			

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る） 平成18年度実績（平成19年4月1日現在）

【品目コード】

(紙類)	11.新聞 12.雑誌 13.段ボール 14.紙パック 15.紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等） 16.雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
(金属)	21.スチール缶 22.アルミ缶 23.小型金属（鍋など） 24.大型金属
(ガラス)	31.生ビン 32.無色ビン 33.茶色ビン 34.その他の色のビン
(ペットボトル・プラスチック)	41.PET 42.白色トレイ 43.(白色トレイ以外の)プラスチック製容器包装 44.その他プラ(プラスチック製容器包装以外)
(その他)	51.布類 52.生ごみ 53.廃食用油 54.剪定枝 55.その他

市町村・一部事務組合名	(1)収集品目	(2)収集方法					(3)処理方法						
		①(ステーション)					②(戸別回収)	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④(財)容器包装リサイクル協会ルート	その他(売却しない処理のみ等)
		(S Tに設置・用意する)コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	(市町村指定袋でない)袋等	ひもで縛る	その他							
印西市	11 12 13 14 16 21 22 31 32 33 34 41 42 43 51 53	21 22 31 32 33 34 41	42 43 <市指定ごみ袋(薄黄色)>	51 (透明の袋に入れるか市の指定ごみ袋(薄黄色)に「布」と記入)	11 12 13 14 16 (16雑紙は紙袋に入れてだしてもよい)		53:公共施設で拠点回収 14:S Tの他公共施設でも回収	11 12 13 14 16 51 53		21 22 31 32 33 34	41 42 43		
白井市	11 12 13 14 15 16 21 22 31 32 33 34 41 43 51 53	21 22 31 32 33 34 41	43(42含む) <市指定ごみ袋(薄黄色)>	51 <透明か半透明の袋>	11 12 13 14 15 16		53:役所、公民館等に回収ポリパケツを設置	11 12 13 14 15 16			31 32 33 34 41 43	21 22 53 処理業者引渡し(売却できない) 53 再生事業者に引渡し	
富里市	14 21 22 31 32 33 34 41		21 22 <市指定ごみ袋(不燃)カン類は他の不燃物類と一緒に収集し、クリーンセンターで分別する> 31 32 33 34 41 <市指定ごみ袋(その他)>				14:市内18ヶ所に設置の回収BOXにて拠点回収	14	21 22 31		32 33 34 41		
南房総市	11 12 13 21 22 23 24 31 32 33 34 41 43 44 51			21 22 23 31 32 33 34 41 42 43	11 12 13 51	24		11 12 13 21 22 23 24 31			32 33 34 41	43 44 51	
匝瑳市	11 12 13 14 15 16 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51		11 12 13 14 15 16 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51 (紙類はひもで縛り指定シールを貼る)							11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43		
香取市	(佐原区・栗源区) 11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 51 (小見川区・山田區) 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 54	(小見川区・山田區) 54.不燃物処理場のみ	(佐原・栗源区) 21 22 32 33 34 41 (小見川・山田區) 41	(佐原区) 51 (小見川区・山田區) 21 22 23 24 31 32 33 34	(佐原区) 11 12 13 14 (小見川区・山田區) 13		(小見川区・山田區) 14	(小見川区・山田區) 13 14 23 24 54	(佐原区) 21 22 (小見川区・山田區) 21 22	(佐原区) 11 12 13 14 51 (小見川区・山田區) 41	(佐原区) 32 33 34 41 (小見川区・山田區) 31 32 33 34		
山武市	(旧成東町) 11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 41 (その他) 11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41 42 51		(旧成東町) 21 22 23 24 31 32 33 41 <資源ごみ専用袋> (その他) 11 12 13 14 <指定袋(資源)・袋は1種類、種類ごと分別。> 21 22<指定袋(資源)・カンとビンは同じ袋> 23 24<指定袋(不燃)> 32 33 34 <指定袋(資源)・カンとビンは同じ袋> 41 42 51<指定袋(資源)・袋は1種類、ごみの種類ごと分別。>				(旧成東町) 11 12 13 14	(旧成東町) 11 12 13 14 21 22 41 (その他) 11 12 13 14 41 42 51	(その他) 21 22 23 24	(旧成東町) 23 24 31 32 33	(その他) 32 33 34		
いすみ市	11 12 13 14 15 21 22 23 24 31 32 33 34 41		21 22 23 32 33 34 41		11 12 13 14 15	24		11 12 13 14 15 16 24 31 41	21 22 23 31		32 33 34 41		
酒々井町	21 22 23 24 32 33 34(青・黒) 41 55(蛍光灯・電池)		21 22 23 32 33 34 <町指定ごみ袋(その他)>			24	41 55:指定店舗、役場窓口で拠点回収 ※紙類は集団回収で集める			21 22 23 24 32 33 34	41		
印旛村	11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51		21 22 31 32 33 41 <村指定ごみ袋(資源)>		11 12 13 14 51						11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51 (委託業者による中間処理)	(委託業者による処理) 11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51	
本埜村	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 51		21 22 31 32 33 34 <村指定ごみ袋(燃やせないごみ用)>		11 12 13 14 51					11 12 13 21 22 31 32 33 34			
栄町	11 12 13 14 15 16 21 22 31 32 33 34 41 42 43 51		21 22 31 32 33 34 41 42 43 51 <町指定ごみ袋(資源ごみ専用)>	14 15 16 (紙袋に入れ、「資源物専用シール」を貼る)	11 12 13 14 15 16 51 (紐で縛って「資源ごみ用シール」を貼る)			11 12 13 14 売却益を委託費に還元している		21 22 処理委託後売却し、売却益を委託費に還元している	41 42 43	15 16 31 32 33 34 51	
神崎町	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51		21 22 31 32 33 34 <町指定ごみ袋(不燃物(ビン・カン)用)> 41 <町指定ごみ袋(ペットボトル専用)>				拠点回収: 11 12 13 14 51		21 22 31 32 33 41 (一部事務組合)			逆有償 11 12 13 14 51	
多古町	11 12 13 14 15 16 21 22 23 31 32 33 34 41 42 43 51		21 22 23 32 33 34 41 42 43 51 <一部事務組合指定ごみ袋(資源ごみ用)>		11 12 13 14 15 16 紐で縛り、「資源ごみシール」を貼る					11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43		

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る） 平成18年度実績（平成19年4月1日現在）

【品目コード】

(紙類)	11.新聞 12.雑誌 13.段ボール 14.紙パック 15.紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等） 16.雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
(金属)	21.スチール缶 22.アルミ缶 23.小型金属（鍋など） 24.大型金属
(ガラス)	31.生ビン 32.無色ビン 33.茶色ビン 34.その他の色のビン
(ペットボトル・プラスチック)	41.PET 42.白色トレイ 43.(白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 44.その他プラ(プラスチック製容器包装以外)
(その他)	51.布類 52.生ごみ 53.廃食油 54.剪定枝 55.その他

市町村・ 一部事務組合名	(1)収集品目	(2)収集方法					(3)処理方法						
		①(ステーション)					②(戸別回収)	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④(財)容器包装リサイクル協会ルート	その他 (売却しないで処理のみ等)
		(STに設置・用意する) コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	(市町村指定袋でない) 袋等	ひもで縛る	その他							
東庄町	13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 54	54(不燃物処理場のみ)	41 <町指定ごみ袋(ペットボトル専用)・各地区のリサイクルSTに出す>	21 22 23 24 31 32 33 34	13(各地区のリサイクルSTに出す)		14:指定店舗、役場、小中学校に設置の専用ボックスによる拠点回収	13 14 23 24 54	21 22	41	31 32 33 34		
大網白里町	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41 51 53 55(蛍光灯、乾電池)		21 22 32 33 34 41 55(蛍光灯、乾電池) <資源ごみ専用の指定袋。ごみ種ごとの収集日>			24	11 12 13 14 51 55 拠点回収(町内3箇所にリサイクル回収倉庫設置) 53 毎週日曜日に町内3箇所で回収	21 22 41 53	23 24		32 33 34	無償で業者引取り 11 12 13 14 51	
九十九里町	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41		41 <資源ごみ専用の指定袋。>				拠点回収 11 12 13 14 21 22 53 路線回収(STでなく、道路沿いに出して回収) 21 22 31 32 33 34	21 22 41 53	23 24		32 33 34	無償で業者引取り 11 12 13 14	
芝山町	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41 42 51		11 12 13 14 <指定袋(資源)・袋は1種類だが紙の種類ごと分別して出す。ダンボール等大きいものは小さく切って袋に入れる。> 21 22 23 24 32 33 34 <指定袋(資源)・カンとビンは同じ袋で出す> 41 42 51 <指定袋(資源)・袋は1種類だがごみの種類ごと分別して出す。>					11 12 13 14 41 42 51	21 22 23 24		32 33 34		
横芝光町	(旧横芝町) 11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34(緑、黒) 41 42 51 (旧光町) 11 12 13 14 15 16 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51		(旧横芝町) 11 12 13 14 <指定袋(資源)・袋は1種類だが紙の種類ごと分別。> 21 22 23 24 32 33 34 <指定袋(資源)・カンとビンは同じ袋> 41 42 51 <指定袋(資源)・袋は1種類だが紙の種類ごと分別> (旧光町) 11 12 13 14 15 16 (ひもで縛り資源ごみシールを貼る) 21 22 23 32 33 34 41 42 43		(旧光町) 11 12 13 14 15 16 (ひもで縛り資源ごみシールを貼る)>		(旧横芝町) 11 12 13 14 41 42 51	(旧横芝町) 21 22 23 24	(旧光町) 11 12 13 21 22 23	(旧横芝町) 32 33 34 (旧光町) 15 32 33 34 41 42 43			
一宮町	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55(乾電池)	11 12 13 14 15 51			11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55	
睦沢町	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55(乾電池)	11 12 13 14 15 51			11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55	
長生村	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55(乾電池)	11 12 13 14 15 51			11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55	
白子町	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55(乾電池)	11 12 13 14 15 51			11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55	
長柄町	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55(乾電池)	11 12 13 14 15 51			11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55	
長南町	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55(乾電池)	11 12 13 14 15 51			11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55	

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る） 平成18年度実績（平成19年4月1日現在）

【品目コード】

(紙類)	11.新聞	12.雑誌	13.段ボール	14.紙パック	15.紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等）	16.雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
(金属)	21.スチール缶	22.アルミ缶	23.小型金属（鍋など）	24.大型金属		
(ガラス)	31.生ビン	32.無色ビン	33.茶色ビン	34.その他の色のビン		
(ペットボトル・プラスチック)	41.PET	42.白色トレイ	43.(白色トレイ以外の)	プラスチック製容器包装	44.その他プラ(プラスチック製容器包装以外)	
(その他)	51.布類	52.生ごみ	53.廃食油	54.剪定枝	55.その他	

市町村・一部事務組合名	(1)収集品目	(2)収集方法					(3)処理方法						
		①(ステーション)					②(戸別回収)	③拠点回収等	①そのまま売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④(財)容器包装リサイクル協会ルート	その他(売却しない処理のみ等)
		(S Tに設置・用意する)コンテナ、網袋、麻袋等	市町村指定袋	(市町村指定袋でない)袋等	ひもで縛る	その他							
大多喜町	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 53			21 22 23 24 <缶類を入れる袋はどんな袋でもかまわない> 32 33 34 <びんの色ごとに分けて中身のわかる袋を出す> 41 42 43 <PET,プラごとに分けて中身のわかる袋を出す> 53 <油の入っていた容器やPETに入れて出す>	11 12 13 14			11 12 13 14 21 22 23 24 31 53	21 22 32 33 34 41		42 43		
御宿町	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41 42 43 51			21 22 23 <21,22 缶類で出す。23金属類で出す> 32 33 34 <無色、茶色、その他色ごとに袋を分けて出す> 41 42 43 <PET,発砲トレイ、その他プラごとに袋を分けて出す>	11 12 13 14 51	24		11 12 13 14 51	21 22 23 24 41			自ら処理後逆有償 32 33 34 42 43	
鏡南町	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41		23	11 12 13 14 51	24		11 12 13 14 23 24 31 51	21 22		32 33 34 41		
鏡南地区環境衛生組合	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41		23	11 12 13 14 51	24		11 12 13 14 23 24 31 51	21 22		32 33 34 41		
佐倉市・酒々井町清掃組合										21 22 23 24 32 33 34			
東金市外三市町清掃組合								21 22 41	23 24		32 33 34		
山武郡市環境衛生組合	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41 42 51		11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41 42 51					11 12 13 14 41 42 51	21 22 23 24		32 33 34		
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	11 12 13 14 16 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 51	41	42 43	21 22 23 31 32 33 34	11 12 13 14 16 51	24				11 12 13 14 16 21 22 23 31 32 33 41 51	34 42 43	24	
香取市東庄町清掃組合	13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 54	54(不燃物処理場のみ)	41	21 22 23 24 31 32 33 34	13		14	13 14 23 24 54	21 22	41	31 32 33 34		
匝瑳市ほか二町環境衛生組合	11 12 13 14 15 16 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51		11 12 13 14 15 16 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51 (紙類はひもで縛り指定シールを貼る)							11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43		
安房郡市広域市町村圏事務組合	21 22 23 24						市町で収集した不燃物を処理施設で処理。搬入は各市町で行う。		21 22 23 24				
長生郡市広域市町村圏組合	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 51 55(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41		55(乾電池)	11 12 13 14 15 51			11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41	55	

2. 集団回収（助成金等の状況等）平成18年度実績

市町村名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)										集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係	
					小学校等		町内会・自治会等		子ども会		その他		合計			
	回収団体	回収業者	回収団体(円)	回収業者(円)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体の種類	団体数	回収量(kg)	団体数		回収量(kg)
千葉市	3円/kg 新聞・雑誌、雑紙・ダンボール・紙バック・布類	新聞 2.8円/kg 雑誌、雑紙 4.8円/kg 紙バック 5.3円/kg ダンボール 4.9円/kg 布類 9.7円/kg	75,901,230	93,062,615	106	4,853,320	384	15,023,910	236	274,740	マンション管理組合他	99	5,148,440	825	25,300,410	ア
銚子市	4円/kg 鉄類・アルミ・紙類・ビン	2円/kg	5,482,581	2,799,345	10	124,409	28	681,039	23	291,488	老人クラブ、婦人会	16	310,248	77	1,407,184	ア
市川市	3円/kg ビン・カン・紙類・布類	1円/kg：カン、雑ビン 3円/kg：紙類・布類 15円/kg：生ビン（リターナブルビン）	19,798,176円	17,166,215円	28	1,153,419	58	1,663,097	63	1,530,646	マンション、高齢者クラブ、婦人会	111	2,252,230	260	6,599,392	ウ 基本的にはアであるが、1部（ビン・カン）を市が（直営）が回収を行っている。
船橋市	3円/kg 新聞・雑誌・ダンボール、古着	回収必要経費の不足分を助成（39業者）	83,749,680	126,449,797			31	27,916,560			公共施設	7	215,140	38	28,131,700	ウ 任意団体が排出したものを市に登録している回収業者が収集売却して、市から団体に補助金・業者に助成金を交付している。
館山市	集団回収の実績なし															
木更津市	3円/kg 紙類、繊維類、ビン類	2円/kg 紙類、繊維類、ビン類	5,021,334	3,347,556	13	588,004	14	223,657	31	778,007	生徒会・ボランティア団体	7	84,110	65	1,673,778	ア
松戸市	紙類 2円/kg 缶類 2円/kg ガラス類 2円/kg ペットボトル 10円/kg	紙類 1～2円/kg 缶類 12.5円/kg ガラス類 11.5円/kg PET 62.5円/kg	紙類 42,174,940 缶類 5,227,304 ガラス類 6,661,034 PET 12,094,600 計 66,157,878	紙類 37,087,430 缶類 32,670,648 ガラス類 38,300,941 PET 75,591,250 計 183,650,269	29	642,060	222	20,724,217	53	2,647,850		154	4,226,972	458	28,241,099	ア
野田市	3円/kg：紙類、繊維類、金属類、生びん 5円/kg：ペットボトル 10円/kg：雑ビン 18円/kg：空き缶	雑誌、段ボール他 1.5円/kg 新聞、繊維類 3円/kg 空き缶 13円/kg その他金属 19円/kg 雑びん 20円/kg ペットボトル 2,600,000円/月			7	32,405	340	9,708,786	2	44,177				349	9,785,368	ウ 自治会等が排出したものを行政の委託業者が収集し住民に助成金を交付する。
茂原市	1円/kg：紙バック 1円/kg：ダンボール 2円/kg：新聞 5円/kg：ビン類 97円/kg：アルミ缶 11円/kg：スチール缶		14,782,910円				29	212,006	232	6,541,822	長寿会、婦人会	37	177,092	303	7,000,037	ウ 任意団体（自治会等）が排出したものを行政（広域組合）が収集し回収量に応じ、住民に還元金を交付する。
成田市	10円/kg 紙、布、缶、ビン、金属類、ペットボトル（下総、大栄地区） 紙、布、缶、ビン、金属類	4円/kg 紙、布、缶、ビン、金属類	27,445,130	10,978,052円	29	967,509	82	613,996	45	665,503				156	2,247,008	ア
佐倉市	2円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙バック、ビン、カン	1円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙バック	15,846,934	7,913,186	14	726,042	41	1,535,432	120	5,254,011		20	407,982	195	7,923,467	ア
東金市	行政関与なし															ウ 実態を把握していない
旭市	実施なし															
習志野市	5円/kg：ビン、缶、新聞、雑誌、紙バック、段ボール、古着	5円/kg：ビン、缶、新聞、雑誌、紙バック、段ボール、古着	27,653,720	27,669,030	40	1,173,003	72	3,501,607	17	859,196				129	5,533,806	ア
柏市	平成18年度は行政の補助を行っていない															
勝浦市																
市原市	4円/kg：カン、ビン、古紙、布、金属 10円/kg：ペットボトル	4円/kg：カン、金属、布、生ビン 6円/kg：古紙 10円/kg：雑ビン 30円/kg：ペットボトル	20,971,584	31,970,622	71	2,388,505	56	1,051,134	82	1,132,192		40	589,270	249	5,161,101	ア
流山市	全て 8円/kg	紙・布類：9.8円/kg 缶・金属類、ビン類：12.8円/kg	75,831,400	98,938,356	16	625,110	136	7,706,185	13	316,090		18	831,540	183	9,478,925	ア
八千代市	4円/kg：ビン、カン、古紙、布類	4円/kg：ビン、カン、古紙、布類	12,654,184	12,654,184	19	1,599,360	24	696,347	13	300,200	管理組合、保護者会	20	567,639	76	3,163,546	ア
我孫子市	5円/kg：古紙、古繊維、空きビン、空き缶類、金属類 及び一世帯当たり10円（年間延べ世帯数：463,237世帯）	なし	47,579,920				253	11,809,270						253	11,809,270	イ
鴨川市	1円/kg：繊維類、紙類、金属類、びん類	無し	901,146				17	613,141	4	20,205	ミニバスケット団体、サッカー団体（子供達）	7	79,753	52	901,146	ア
鎌ヶ谷市	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布類 4円/kg：びん類、金属類	7円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、布類、びん類、金属類	4,698,490	10,320,870	9	1,474,410								9	1,474,410	ア

2. 集団回収（助成金等の状況等）平成18年度実績

市町村名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)										集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係	
					小学校等		町内会・自治会等		子ども会		その他		合計			
	回収団体	回収業者	回収団体(円)	回収業者(円)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体の種類	団体数	回収量(kg)	団体数		回収量(kg)
君津市	2円/kg：繊維類、紙類、かん類、びん類	2円/kg：繊維類、紙類、かん類、びん類	1,404,108	1,381,920	14	516,910	3	13,231	5	38,432	婦人会、学童クラブなど	8	135,481	30	704,054	ア
富津市	3円/kg：繊維類(19,300kg) 紙類(862,150kg) 金属類(10,354kg) びん類(44,969kg)	1.5円/kg：繊維類(20,420kg) 紙類(862,290kg) 金属類(10,954kg) びん類(39,845kg)	2,810,319	1,400,263	30	728,409	8	98,948	8	42,725	社会福祉施設、社宅	22	66,691	68	936,773	ア
浦安市	10円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類	4円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類(平成19年度より3円/kgに改定)	56,676,300	22,115,800	12	663,000	58	4,533,660	21	234,140	マンション管理組合等	20	236,830	111	5,667,630	ア
四街道市	5円/kg：牛乳パック以外の紙類、繊維類、ビン類、金属類 8円/kg：牛乳パック、食用油 33円/kg：ペットボトル	5円/kg：牛乳パック、その他の紙類、繊維類、びん類、金属類 100円/kg：ペットボトル	7,247,485	7,179,995	19	333,061	9	506,520	32	1,274,933	シニアクラブ、ボランティア団体等	17	631,240	77	2,745,754	ア
袖ヶ浦市	4円/kg：資源ごみすべて	・子供会等の回収業者へは補助なし。	4,354,904		7	365,183	5	33,531	8	47,752		1	642,260	21	1,088,726	イ
八街市	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙パック、アルミ缶、スチール缶、びん	・活動費補助金として年間30万円 ・その他委託料として5円/kg 但し、スチール缶のみ普通トラック1台(概ね500kg)1往復につき22,000円を支払う	5,221,365	300,000	10	181,760	22	316,549	10	113,945	老人クラブなど	14	430,019	56	1,042,273	ウ(市に登録した団体と市が委託している業者との間で協議し活動を実施。団体に対しては補助金、組合に対しては委託料を支払う。)
印西市	7円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類、さらに、前年度の回収量と比較して増加した団体へ増加量に対し3円/kg補助	5円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類			23	872,517	16	332,057	25	362,733	高齢者クラブ他	17	351,842	81	1,919,149	ア
白井市	5円/kg：紙類、布類、ビン類、金属類	5円/kg：紙類、布類、ビン類、金属類 ・処理費用	3,793,610	4,547,229	13	346,930	8	258,012	4	82,420		4	71,360	29	758,722	ア
富里市	5円/kg：アルミ缶、ビン、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、繊維類	4.5円/kg：アルミ缶、ビン、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、繊維類	5円/kg	4.5円/kg	19	237,473	37	316,069	35	820,115	老人クラブ・スポーツ団体等	11	108,951	102	1,482,608	ア
南房総市															0	
匝瑳市	PTA、子供会、老人クラブその他市民で構成されている団体	一般の資源回収業者(規定はなし)		無	3	138,268	4	25,774	4	46,650				11	210,692	ア
香取市	紙類・布類：3円/kg		4,081,098		27	1,112,070	6	48,375	5	80,695	高齢者クラブ等	4	119,226	42	1,360,366	ア
山武市	5円/kg(全て) 紙類、繊維類、缶類、ペットボトル、白色トレイ	無し	5,100,690		19	422,358	32	193,814	27	360,452	老人クラブ 福祉協議会	4	43,514	82	1,020,138	ア
いすみ市	東小学校PTA 浪花小学校教育振興会 千町小学校PTA その他17団体	無し	224,745 120,936 125,625 309,459		4	171,646			15	79,662	クラブチーム	1	8,947	20	260,255	ア
酒々井町	3円/kg：古紙類、ビン類、金属類、古繊維類	3円/kg：古紙類、ビン類、金属類、古繊維類	3,355,338	3,355,338	3	11,588	27	351,308	17	505,436	老人会等	17	250,114	64	1,118,446	ア
印旛村	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、ビン、缶、布	1円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、ビン、缶、布	784,380	147,301	5	181,565	1	20,140	3	59,755				9	261,460	ア
本埜村	7円/kg：紙類、ビン、缶、布	3円/kg：紙類、ビン、缶、布	965,951	256,203	2	134,813	1	3,180						3	137,993	ア
栄町	6円/kg：紙類、布類、金属類、ビン類	5円/kg：紙類、布類、金属類、ビン類	7,905,360	6,587,800	10	73,989	11	1,058,791	12	152,125	老人クラブ ボランティア団体	4	32,655	37	1,317,560	ア
神崎町	5円/kg：紙類、繊維類、金属類、びん類		671,965		2	121,155	1	1,850	2	11,388				5	134,393	ア
多古町	実施なし													0	0	
東庄町	3円/kg：新聞、雑誌、古布		474,460		4	153,597			1	4,556				5	158,153	ア
大網白里町	5円/kg：紙類、布類、ビン類、金属類 10円/kg：アルミ缶	なし	4,769,145		11	476,388	19	404,800	3	33,702		4	27,985	37	942,875	ア
九十九里町	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布類、ビン	なし	347,120		2	17,380	1	3,300	5	48,744				8	69,424	ア
芝山町	3円/kgの補助		243,327		2	68,559	1	12,550						3	81,109	
横芝光町	大総小学校 上埵小学校 日吉小学校 東陽小学校 白浜小学校 横芝小学校 空き缶・紙類 1kg3円		184,440		7	61,600								7	61,600	ア
一宮町	実施なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

2. 集団回収（助成金等の状況等）平成18年度実績

市町村名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)										集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係	
					小学校等		町内会・自治会等		子ども会		その他		合計			
	回収団体	回収業者	回収団体(円)	回収業者(円)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体の種類	団体数	回収量(kg)	団体数		回収量(kg)
陸沢町	実施なし															ア：任意団体（自治会等）が回収業者等と直接取引し、行政は収集・処理には関わっていない。（行政は補助金交付や用具の貸し出しのみ関わっている） イ：任意団体（自治会等）が排出したものを行政が収集・売却し、住民に還元する。 ウ：その他 ク：子ども会回収：行政は収集・処理には関わっていない。 キ：行政区回収：行政は・計量・保管・処理（引渡し）に関わる。
長生村	実施なし															
白子町	実施なし															
長柄町	実施なし															
長南町	なし				0		0					0		0		
大多喜町	実施なし															
御宿町	3円/kg：カン、ビン、古紙等有価物（子ども会、その他資源回収実施団体に対し）		135,232					3	2,068	行政区による回収	1	43,009	4	45,077		
鋸南町	実施なし															

3. 可燃ごみの有料化の状況

(平成19年4月1日現在)

地域別 (県民センター、 事務所 管轄地域別)	定額制 料金徴収	指 定 袋 制		料金徴収、 指定袋共に なし	
		処理料金上乗せ	袋 代 の み		
		有料化あり	有料化なし		
千葉・市原			千葉市、市原市		
葛南		八千代市(24・18・12)	市川市、船橋市、 習志野市、浦安市		
東葛飾		野田市(※)	柏市、鎌ヶ谷市	松戸市、 流山市 我孫子市、	
北総		栄町(45・25・15)	成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、富里市、 白井市、酒々井町、 印旛村、本埜村		
香取	東庄町(月520) 香取市(旧小見川 町520、旧山田町 月520)	香取市(旧栗源町35)、 神崎町(35)、多古町(40)	香取市(旧佐原市)		
海 匝		銚子市(30・20・15)、 旭市(45・25)、匝瑳市(40・ 20)			
東上総		茂原市(65・50・35)、 一宮町(65・50・35)、 睦沢町(65・50・35)、 長生村(65・50・35)、 白子町(65・50・35)、 長柄町(65・50・35)、 長南町(65・50・35)			
山 武		九十九里町(35・25)、 横芝光町(旧光町：40・20、 旧横芝町：40・30)、 芝山町(40・30)、 山武市(旧成東町：40・20、 その他：40・30)	東金市、 大網白里町		
夷隅	御宿町(月200)	いすみ市(50・30) 大多喜町(50・30)	勝浦市		
南房総		富津市(15)、君津市(※) 木更津市(45・30・20)、 袖ヶ浦市(16・13・11)			
安房		館山市(30・20)、 鴨川市(50・20)、 南房総市(50・30)、 鋸南町(50・30)			
合計	1市2町	16市13町1村	18市2町2村	3市	
	33市町村(17市15町1村)		25市町村(21市2町2村)		

注) ()内は、徴収料金、単位：円。

(※)の野田市、君津市は、指定袋について一定数までは、無料、超過分が有料。

・野田市＝年間130枚の指定ごみ袋引換券を各家庭に配布し、超過した場合1枚170・125・85円で購入してもらう。

・君津市＝市が予め各世帯に無料で可燃ごみ用指定袋90枚、不燃ごみ用指定袋20枚を配布し、超過した場合は、10枚1800・1350・900円で購入してもらう。

・香取市は、旧市町で料金が設定(旧佐原市：袋代のみ、旧小見川町・旧山田町：定額、旧栗源町：処理料金上乗せ)されている。

4. ポイ捨て禁止条例の制定について (平成19年4月1日現在)

条例を制定している自治体の数：43 (33市10町村)

市町村・一部事務組合名	名称	内容	制定日	施行時期	路上喫煙に関する明記の有無	ポイ捨てに関する罰則		路上喫煙に関する罰則	
						罰則の有無	罰則の内容	罰則の有無	罰則の内容
千葉市	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例	空き缶等の散乱防止 都市環境の美化推進	平成10年3月23日	平成10年5月30日	無	有	2万円以下の罰金	無	—
銚子市									
市川市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	路上禁煙地区での喫煙や、吸い殻、空き缶等の投棄の禁止 (第7条)	平成15年9月22日	平成16年4月1日	有	有	路上禁煙地区内のタバコのポイ捨ては、過料適用	有	路上禁煙地区内の道路上での喫煙は過料徴収
船橋市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	ポイ捨て及び路上喫煙を禁止し、重点区域内での違反者に過料を科す	平成16年3月31日	平成16年10月1日	有	有	重点区域内での違反者に2万円以下の過料を科す	有	重点区域内での違反者に2万円以下の過料を科す
館山市	館山市まちをきれいにする条例	市、事業者、市民の責務を明記	平成10年3月31日	平成10年7月1日	無	無	—	無	—
木更津市	木更津市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止等に関する条例	市、事業者、市民等の責務を明らかにし、ポイ捨て禁止、自動販売機による販売に係る届出その他必要な事項を決める	平成8年3月29日 平成13年9月27日 改正	平成8年10月1日	無	有	空き缶ポイ捨て罰金 2万円以下 タバコポイ捨て罰金 1万5千円以下	無	—
松戸市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	ポイ捨て、落書き、犬猫のフンの放置、置き看板等を道路に置く行為、指定場所以外での喫煙 (重点推進地区) の防止	平成15年12月19日	平成16年4月1日	有	有	1万円以下の過料	有	1万円以下の過料
野田市	野田市環境美化条例	事業者、市民等、及び市が一体となり空き缶、吸殻等の生活環境を損ねるものの散乱防止に努める	平成9年3月31日	平成9年5月1日	無	無	—	無	—
茂原市	茂原市ポイ捨て防止条例	空き缶及び吸殻等のポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置防止について、必要な事項を定めることにより清潔で美しいまちづくりの推進を図ることを目的	平成12年6月29日	平成13年1月1日	無	有	2万円以下の罰金	無	—
成田市	成田市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	・市民、来訪者に対しポイ捨て行為を禁止する ・事業者は市の散乱防止施策に協力する ・土地占有者に対する環境保全の徹底	平成8年12月27日	平成9年4月1日	無	有	ポイ捨てした人には2万円以下、回収容器を設置しない事業主には5万円以下の罰金	無	—
佐倉市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・土地、建物の清潔保持 ・公共の場所を汚すことの廃止 ・空き容器等の散乱防止		H10.4	無	無	—	無	—
	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	・一般廃棄物のポイ捨ての禁止	平成15年3月24日	平成15年10月1日	有	無	—	無	—
東金市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	・市民の責務としてごみの適正な処理に努めるよう求める ・不法投棄に対し、報告を求め、撤去等の必要な指導をする。	平成12年12月27日	平成13年4月1日	無	有	5万円以下の過料	無	—
旭市	旭市環境美化推進に関する条例	空き缶、吸い殻等の散乱防止 地域の環境美化促進	平成17年7月1日	平成17年7月1日	無	有	5万円以下の過料	無	—
習志野市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	市民、喫煙者、飼い主等の責任の明示、環境美化推進員制度、「きれいなまちづくりの日」の設置	平成14年12月27日	平成15年4月1日	有	無	—	無	—
柏市	柏市ばい捨て等防止条例	ばい捨て、路上喫煙、違反ごみ出しを禁止し、市民や事業者の責務等を定めている。なお、柏市周辺に指定する禁煙等強化区域内において条例に違反した者に対しては、過料に処する (H17.10～) こととしている。	平成9年3月28日	平成9年7月1日施行 平成16年12月15日改正	有	有	禁煙等強化区域内は過料2千円、その他の区域は氏名公表	有	禁煙等強化区域内は過料2千円、その他の区域は氏名公表
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空き缶等の投棄行為等及び自動車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔の保持等	平成14年9月26日	平成15年4月1日	無	有	報告の怠り、虚偽の報告をした者は5万円以下の過料。命令違反をした者は50万円以下の罰金	無	—
市原市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	カン・ビン・ペットボトル・その他の容器・たばこの吸殻・ガム・紙くず等を捨てる行為及び飼い犬が排出したふんを放置する行為を防止するため、市・市民・事業者の責務を定めた	平成9年3月18日	平成9年10月1日	有	有	2万円以下の罰金に処する	無	—
流山市	流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	何人も路上喫煙をしてはならない 何人もポイ捨てをしてはならない	平成14年6月28日	平成18年4月1日	有	有	重点区域において違反したものは20,000円以下の過料	有	ポイ捨てと同じ
八千代市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	・環境美化に対する意識啓発 ・ポイ捨て防止	平成10年3月25日	平成10年7月1日	無	有	環境美化重点区域内の違反に対して、2万円以下の罰金	無	—

4. ポイ捨て禁止条例の制定について（平成19年4月1日現在）

条例を制定している自治体の数：43（33市10町村）

市町村・一部事務組合名	名称	内容	制定日	施行時期	路上喫煙に関する明記の有無	ポイ捨てに関する罰則		路上喫煙に関する罰則	
						罰則の有無	罰則の内容	罰則の有無	罰則の内容
我孫子市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	・空き缶等ポイ捨て防止（H16.12.28改正） ・市内環境美化推進	平成9年6月26日 改正：H12.12.11 H13.6	平成10年1月1日	有	有	過料2万円以下	有	過料2万円以下
鴨川市	まちをきれいにする条例	廃棄物散乱防止 市内環境美化推進	平成17年2月11日	平成17年2月11日	無	有	美化重点地区内または美化対策施設内において、空き缶または吸殻等をみだりに投棄した者<罰金：2万円>	無	—
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等のポイ捨てによるごみの散乱防止策を講ずることにより、市内の環境美化を図るとともに、あわせて家庭、地域、学校等を通じ、環境美化の高揚運動を展開し、もってひととまちの資質の向上を促し、市民参加による快適な環境のまちづくりを確保することを目的とする。	平成17年9月30日	平成18年4月1日	有	無	—	無	—
君津市	君津市まちをきれいにする条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・環境美化促進 ・市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	平成9年3月31日	平成9年10月1日	無	有	空き缶、吸い殻等をみだりに捨てた者・・・2万円以下の罰金	無	—
富津市	富津市まちをきれいにする条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・環境美化促進 ・市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	平成9年3月27日	平成9年10月1日	無	有	2万円以下の罰金	無	—
浦安市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・飼い犬のふん放置防止 ・環境美化促進	平成9年3月31日	平成9年10月1日	無	無	—	無	—
四街道市	まちをきれいにする条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・飼い犬のふん放置防止 ・アイドリングストップ ・環境美化促進	平成11年3月30日	平成11年11月1日	無	有	2万円以下の罰金	無	—
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	・ポイ捨て等の防止に関し、市、市民、事業者等の責務 ・環境美化推進員を選任し、パトロール強化	平成9年3月28日	平成9年10月1日	無	有	空き缶等又は吸殻等をみだりに投棄した者は2万円以下の罰金	無	—
八街市	八街市さわやかな環境づくり条例	さわやかな居住環境の確保を目的として、市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	平成10年6月29日	平成10年11月1日	無	有	空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨てた場合2万円以下の罰金。	—	—
印西市									
白井市	白井市まちをきれいにする条例	ポイ捨て、落書き、犬ふん放置の防止	平成14年9月24日	平成15年4月1日	無	有	3万円以下の過料	無	—
富里市	富里市ポイ捨て防止条例	市民、事業者、市が一体となって、清潔で美しいまちづくりに努めるポイ捨て禁止	平成19年3月22日	平成19年9月9日	無	無	—	無	—
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例	空き缶等のポイ捨て禁止	平成18年3月20日	平成18年3月20日	無	無	—	無	—
匝瑳市	匝瑳市まちをきれいにする条例	環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする	平成18年1月23日	平成18年1月23日	無	有	2万円以下の罰金	無	—
香取市	香取市環境美化条例	空き缶等の散乱防止	平成18年3月27日	平成18年3月27日	無	無	—	無	—
山武市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	空き缶類、ごみくず等及び廃品類の投棄・放置の禁止	平成18年3月27日	平成18年3月27日	無	無	—	無	—
いすみ市	いすみ市環境保全条例	環境美化の保全に関する措置 空き缶等の投げ捨て行為の規制（空き缶等の投げ捨ての禁止）	平成17年12月5日	平成17年12月5日	無	無	—	無	—
酒々井町									
印旛村	印旛村環境美化推進に関する条例	村、事業者、住民等及び土地所有者が一体となって空き缶等の散乱を防止する	平成12年9月13日	H12.9	無	有	2万円以下の罰金	—	—
本埜村									
栄町									
神崎町	神崎町ポイ捨て防止条例	空き缶等のポイ捨て禁止	平成13年12月18日	H14.3	無	有	2万円以下の罰金	—	—
多古町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	空き缶等の散乱防止、地域環境美化促進及び保護	平成12年12月20日	平成13年4月1日					
東庄町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	町や町民等が地域環境美化、清掃活動に協力する	平成10年3月12日	平成10年7月1日	無	無	—	無	—
大網白里町									
九十九里町									
芝山町	芝山町をきれいにする条例	空き缶散乱防止 地域環境美化促進	平成13年6月18日	平成13年10月	無	無	—	無	—
横芝光町	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	何人も、ポイ捨てをしてはならない	平成19年3月15日	平成19年4月1日	無	有	2万円以下の罰金	無	—
一宮町									

4. ポイ捨て禁止条例の制定について（平成19年4月1日現在）

条例を制定している自治体の数：43（33市10町村）

市町村・一部事務組合名	名称	内容	制定日	施行時期	路上喫煙に関する明記の有無	ポイ捨てに関する罰則		路上喫煙に関する罰則	
						罰則の有無	罰則の内容	罰則の有無	罰則の内容
陸沢町	陸沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	ポイ捨て禁止	平成10年6月26日	平成10年10月1日					
長生村									
白子町	白子町環境美化推進に関する条例	空き缶等の散乱防止、空き地に放置された雑草等の除去	平成8年6月14日	平成8年10月1日	無	無	—	無	—
長柄町									
長南町									
大多喜町									
御宿町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	空き缶散乱防止、犬ふん放置防止、清掃活動充実化	平成6年9月27日	平成7年4月1日	無	有	勧告→命令→それでも違反した場合は3万円以下の罰金	無	—
鋸南町	鋸南町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	平成6年12月8日	平成7年4月1日	無	—	—	—	—

5. 不法投棄対策に係る条例等の制定について (平成19年4月1日現在)

市町村・ 一部事務組 合名	不法投棄対策に係る条例や要綱等		
	条例名	内容	施行日
千葉市			
銚子市	銚子市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の未然防止	H2. 10. 1
市川市	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	第38条(投棄の禁止等)何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない	H5. 7. 1
船橋市			
館山市	館山市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄等を監視し、市へ通報する	H10. 4. 1
木更津市	木更津市不法投棄監視員制度設置要綱	任期2年、15名を委嘱し、不法投棄の早期発見、未然防止を行う	H2. 9. 27
松戸市			
野田市	野田市あき地等の環境保全に関する条例 野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則 野田市環境美化負担金交付要綱	・あき地等の適切な管理がなされていないため、おこりやすい火災又は犯罪を防止し、あわせてごみ等の不法投棄及び放置を未然に防止する。 ・廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。 ・街の環境浄化を図るため、不法投棄物清掃、下水清掃及び市道等の雑草除去を行ったものに対して環境美化負担金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。	S48. 1. 10 H6. 9. 30 S53. 4. 1
茂原市	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため不法投棄監視員を設置することにより廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を確保する	H2. 10. 1
成田市	成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則	不法投棄の防止を目的とした監視員の設置、活動内容を定めている	H2. 12. 13制定 H3. 1. 1施行 (附則 H18. 3. 27 施行)
佐倉市			
東金市	①東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 ②東金市不法投棄監視員設置要綱	①投棄行為の禁止、自動車放置の禁止	①H13. 4. 1 ②H6. 3. 30
旭市	旭市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の未然防止	H18. 3. 24
習志野市			
柏市			
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空缶類、廃品類等の投棄行為及び自動車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔の保持等、空き地等の管理	H15. 4. 1
市原市	①市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱 ②市原市まち美化サポータープログラム実施要綱	①不法投棄の監視活動に対する交付金の規定等 ②地域における散乱ごみの収集、ポイ捨て行為の防止に係る啓発活動	①H13. 10. 1 ②H17. 5. 23
流山市			
八千代市	八千代市不法投棄防止条例	環境美化に関する意識啓発、不法投棄防止	H14. 10
我孫子市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	地域内における不法投棄の監視、通報	H7. 8. 1

5. 不法投棄対策に係る条例等の制定について (平成19年4月1日現在)

市町村・ 一部事務組 合名	不法投棄対策に係る条例や要綱等		
	条例名	内容	施行日
鴨川市	①鴨川市不法投棄監視員制度に関する規則	廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境の保全を図る	H17. 2. 11
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (第39条投棄の禁止)	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。	H6. 4. 1
君津市	君津市不法投棄監視員設置要綱	君津市不法投棄監視員の定数・職務等について定めている	H2. 10. 1 H16. 4. 1(改正)
富津市	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内の各地域における廃棄物等の現状を的確に把握するため	H12. 4. 1
浦安市			
四街道市	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱	土砂等の不法投棄等監視員の職務等	元. 9. 28
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止	H2. 4. 1
八街市	八街市不法投棄監視員設置要綱	市内における産廃物等の不法投棄を把握し生活環境の保全に資する。監視員の数は20人で、職務は、不法投棄に関する監視及び市への通報、防止策等に関する意見の提供等。	H4/ 4
印西市	印西市不法投棄監視員設置要綱	市内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、印西市不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び、自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	H3. 4. 1
白井市	白井市生活環境指導員の設置等に関する要綱	廃棄物の排出方法及び不法投棄の現状を的確に把握するため	H4. 4. 1
富里市	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の現状を的確に把握するため不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する	H2. 10. 6
南房総市	(南房総市環境美化推進に関する条例 南房総市環境美化推進に関する条例施行規則)	(空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市内の快適な生活環境づくりを推進することを目的とする。)	条例・施行規則とも平成18年3月20日
匝瑳市	匝瑳市不法投棄監視員設置規則	廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、現状を的確に把握するため、匝瑳市不法投棄監視員を設置する。	H18. 4. 24
香取市	香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱)	市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄等監視員を置く。	H18. 3. 27
山武市	山武市不法投棄監視員設置要綱	山武市では、不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	H18. 3. 27
いすみ市	いすみ市環境保全条例	環境美化の保全に関する措置 不法投棄の規制 (不法投棄の禁止)	H17. 12. 5
酒々井町			
印旛村	印旛村環境監視指導員制度設置要綱	指導員を設置することにより不法投棄を未然に防止する	H4. 10. 1
本埜村	本埜村不法投棄監視員設置要綱	設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止する。	H4. 9. 30
栄町	なし		

5. 不法投棄対策に係る条例等の制定について (平成19年4月1日現在)

市町村・ 一部事務組 合名	不法投棄対策に係る条例や要綱等		
	条例名	内容	施行日
神崎町			
多古町	多古町不法投棄監視員設置要綱	不法投棄を未然に防ぐ	H3. 1. 10
東庄町	①東庄町不法投棄監視員設置要綱 ②東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱	①不法投棄を未然に防ぐ ②不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された廃棄物の処理に要する経費に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき当該事業を行う区(以下「実施区」という。)に補助金を交付する。	①H3. 6. 1 ②H17. 8. 5
大網白里町	大網白里町廃棄物等不法投棄監視員設置要綱	不法投棄及び野焼きの現状を把握。未然防止	H3. 4. 26
九十九里町			
芝山町			
横芝光町	横芝光町不法投棄監視員要綱	不法投棄の通報及び情報提供 担当地区の定期巡回	H18. 3. 27
一宮町	該当なし		
睦沢町			
長生村	特にありません		
白子町	白子町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止	H2. 10. 1
長柄町	長柄町不法投棄監視員等設置に関する要綱	不法投棄の未然防止	H13. 10. 1
長南町	長南町不法投棄監視員制度設置に関する要綱	不法投棄の未然防止	H14. 4. 1
大多喜町	大多喜町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止	H3. 10. 1
御宿町	該当なし		
鋸南町	①鋸南町環境美化推進に関する条例 ②鋸南町不法投棄監視員設置要綱	①空き缶等散乱防止 ②不法投棄を未然に防止	①H7. 4. 1 ②H4. 4. 1

6. 廃棄物(資源物・集団回収も含む)の抜き取り行為について (平成18年度実績)

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について					
			条例の有無	条例名	制定日(改正日)	罰則の有無	罰則の内容	
千葉市	アルミ缶	現地指導	無					
銚子市	カン、新聞	住民からの情報収集とパトロール	有	銚子市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H16.6.30	無		
市川市	新聞、雑誌、アルミカン	通報により資源物持ち去り対策パトロールを実施している。	有	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H16.4.1(条例) H16.9.27(施行規則)	有	5万円以下の過料	
船橋市	新聞	「抜き取り禁止」プレート・張り紙・パトロール	無	H20年度制定予定(法規担当課と協議中)				
館山市			無					
木更津市	新聞・アルミ缶	収集委託業者の見回り、ごみ減量推進地区指導員(市から委嘱)による監視	無					
松戸市			有	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H17.4.1	有	5万円以下の過料	
野田市		推進員に対して、注意を喚起する文書を送付。	無					
茂原市			無					
成田市		通常収集の「燃やせるごみ」として、排出した中の新聞紙等をごみ収集する前に回収している業者がいるとの情報はありますが、件数は把握していません。	無					
佐倉市			無					
東金市			無					
旭市	紙類	周辺の巡回(2件) 行為者への指導(2件)	有	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(8条)	H17.7.1	無		
習志野市			無					
柏市	古紙, 自転車, 衣類, 金属類	・広報等によるPR, 資源品持ち去り防止パトロール ・本人への口頭指導	有	柏市廃棄物処理清掃条例(改正)	H17.3.28(改正) H17.7.1(施行)	有	20万円以下の罰金	
勝浦市								
市原市	新聞・缶	抜き取り禁止のステッカーを作成し、ごみステーションへ貼った	無					
流山市	・新聞紙・カン類	・警察、住民、行政が協力し合い、見回りパトロール等の強化を促す。	無					
八千代市	アルミ缶	パトロール						
我孫子市	新聞、雑誌、ラジカセ	パトロール、看板の設置、通報の呼びかけ	有	廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H17.3.30(改正)	有	20万円以下の罰金	
鴨川市			無					
鎌ヶ谷市			無					
君津市			無					
富津市			無					
浦安市	缶・紙類	市内パトロールの実施	有	浦安市廃棄物の減量及び清掃に関する条例	H19.3.20	有	20万以下の罰金	
四街道市	不明	通報等に基づき、随時パトロールを実施	有	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17.4.1	無		
袖ヶ浦市	ダンボール	パトロール強化	無					
八街市	古紙	抜き取った者は集団回収の一団体であったため、本件に関しては注意にとどめ、今後発覚した場合は、団体登録を取り消す旨警告した。	無					
印西市			有	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H16.12.21(改正)	無		
白井市			無					
富里市			無					
南房総市			無					
匝瑳市			無					
香取市			無					
山武市			無					
いすみ市			無					
酒々井町			無					
印旛村			無					
本埜村			無					
栄町			無					
神崎町			無					
多古町			無					
東庄町			無					
大網白里町	金属類、缶類	パトロールの強化など	無					
九十九里町		なし	無					
芝山町			無					
横芝光町			無					
一宮町			無	該当なし				
睦沢町			無					
長生村			無					
白子町			無					
長柄町			無					
長南町	新聞紙	当日朝出すように指導	無					
大多喜町			無					
御宿町			無					
鋸南町			無					